

1 調査名称：周南市都市計画道路網見直し調査

2 調査主体：周南市

3 調査圏域：周南都市圏

(周南都市計画区域及び周南東都市計画区域のうち周南市の区域)

4 調査期間：平成24年度

5 調査費：5,565千円(当年度までの合計：5,565千円)

(総合都市交通体系調査)

6 調査概要：

平成15年4月に合併により誕生した本市においては、67路線、延長約117kmの都市計画道路を決定しており、これまで街路事業や土地区画整理事業の実施によりその整備を図ってきた。

本市における都市計画道路(幹線街路)の整備率は、平成24年3月末で約73%であり、約23kmの幹線街路が未着手の状態となっている。

また、計画決定から30年以上を経過したものの、事業着手に至っていない「長期未着手」の幹線街路が約17km存在し、計画路線やその周辺において都市計画制限の長期化や、土地利用の支障となるなどの課題が生じている。

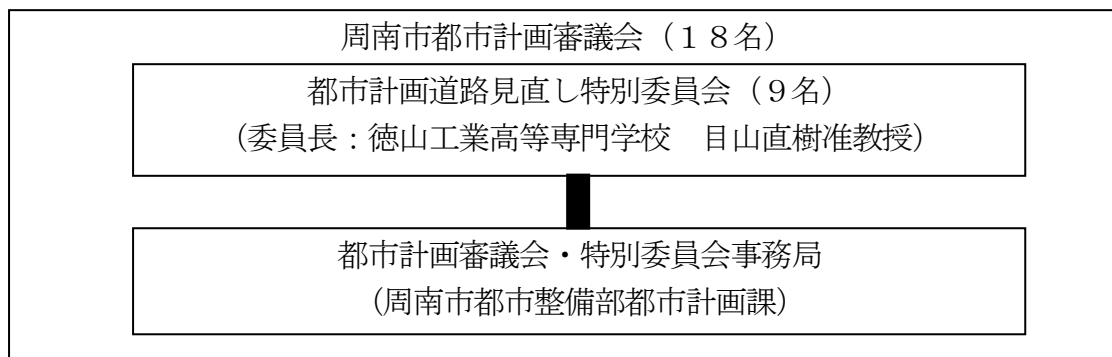
このような長期未着手の都市計画道路については、計画決定から長期間が経過したことにより、社会経済情勢等の変化からその必要性に変化が生じていることも予測されるとともに、土地利用の現状等から事業実施が困難と思われる路線も存在する。

このことから、平成18年3月に山口県が策定した「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、長期未着手の幹線街路を対象として、将来交通量予測等の調査や、必要性の検証、見直し方向性の検討を行い、都市計画道路の見直し方針の素案を取りまとめ、本市において真に必要な都市計画道路網の形成を図るものである。

I 調査概要

- 1 調査名：周南市都市計画道路網見直し調査
- 2 報告書目次
 1. 業務概要
 2. 既存調査等の把握整理
 - 2－1 周南市の都市計画道路の現状について
 - 2－2 上位関連計画等の整理
 - 2－3 道路網検討にあたっての配慮事項
 3. 都市計画道路網の課題整理
 - 3－1 都市計画道路の課題と見直しの必要性
 - 3－2 都市計画道路網の課題整理
 4. 見直し対象路線（区間）の課題整理
 - 4－1 都市計画道路の見直し手法
 - 4－2 見直し対象路線の選定
 - 4－3 見直し対象路線（区間）の課題整理
 5. 評価項目・評価基準の検討
 - 5－1 項目、基準検討に向けての条件整理
 - 5－2 必要性の評価・検証の考え方
 6. 見直し対象路線（区間）の必要性の評価
 7. 見直しの方向性検討
 8. 将来交通量推計
 - 8－1 業務の前提とフロー
 - 8－2 交通量配分データの作成
 - 8－3 将来交通量推計
 9. 見直し方針の検証

3 調査体制



4 委員会名簿

周南市都市計画審議会 都市計画道路見直し特別委員会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
委員長	め やま なお き 目 山 直 樹	周南市都市計画審議会委員 徳山工業高等専門学校准教授
委員長 代 理	お だ とし お 小 田 敏 雄	周南市都市計画審議会委員 周南市コミュニティ推進協議会会長
委 員	やま もと とし ふみ 山 本 敏 文	周南市都市計画審議会委員 社団法人山口県建築士会徳山支部
委 員	ひろ さわ かず み 廣 澤 和 己	周南市都市計画審議会委員（公募）
委 員	いけ だ けん じ 池 田 憲 二	周南市都市計画審議会委員 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長
委 員	まつ つか えい じ 松 塚 栄 次	周南市都市計画審議会委員 山口県周南土木建築事務所長
委 員	かわ だ まさ き 河 田 正 樹	周南市都市計画審議会専門委員 徳山大学経済学部教授
委 員	ふじ た とし お 藤 田 俊 雄	周南市都市計画審議会専門委員 徳山商工会議所交通運輸部会長
委 員	み うら かつ み 三 浦 克 己	周南市都市計画審議会専門委員 新南陽商工会議所運輸・交通部会長

(敬称略)

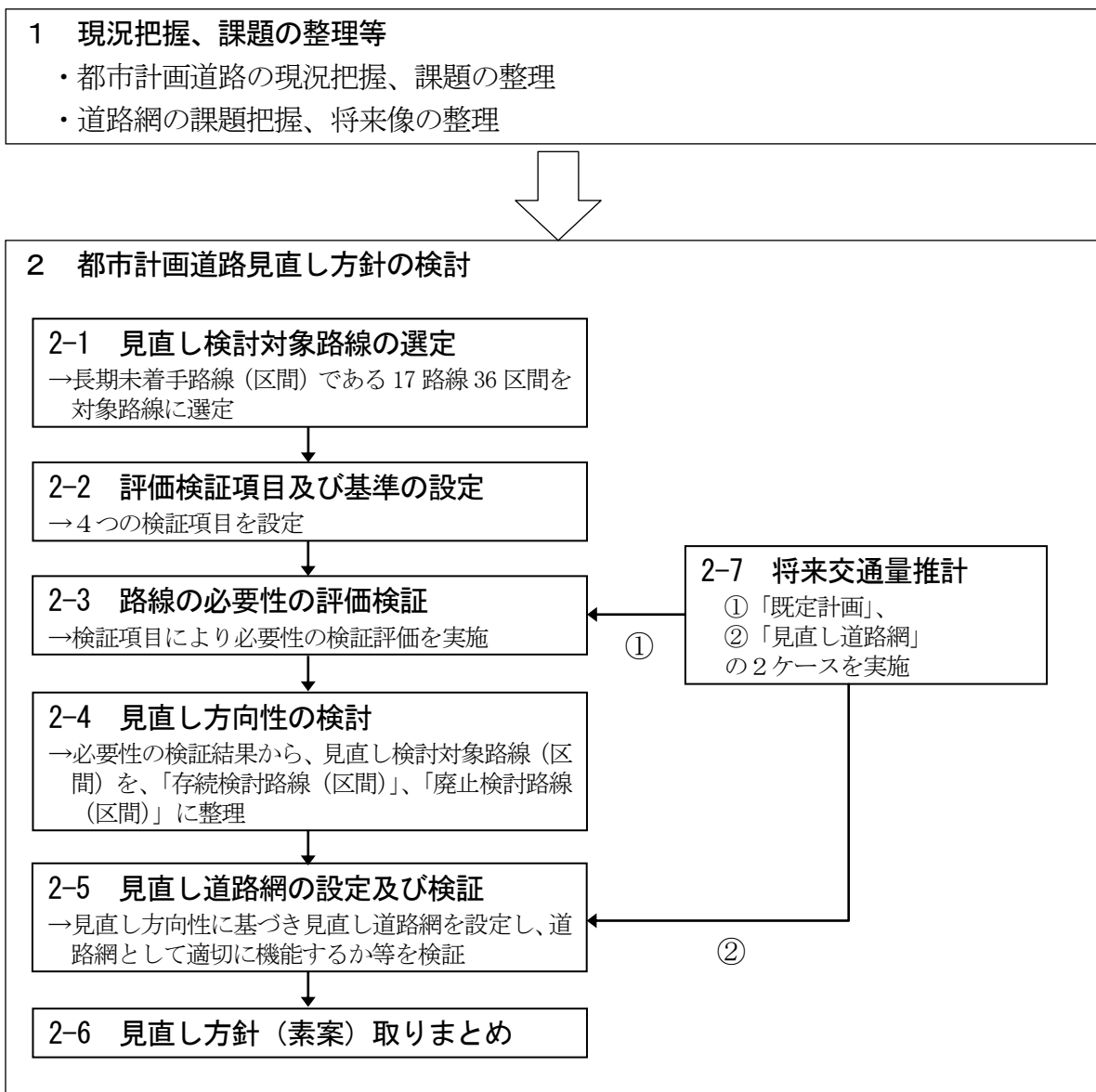
平成25年3月31日現在

II 調査成果

1 調査目的

平成18年3月に山口県が策定した「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、長期未着手の幹線街路を対象として、将来交通量予測等の調査や、必要性の検証、見直し方向性の検討を行い、都市計画道路の見直し方針の素案を取りまとめるものである。

2 調査フロー



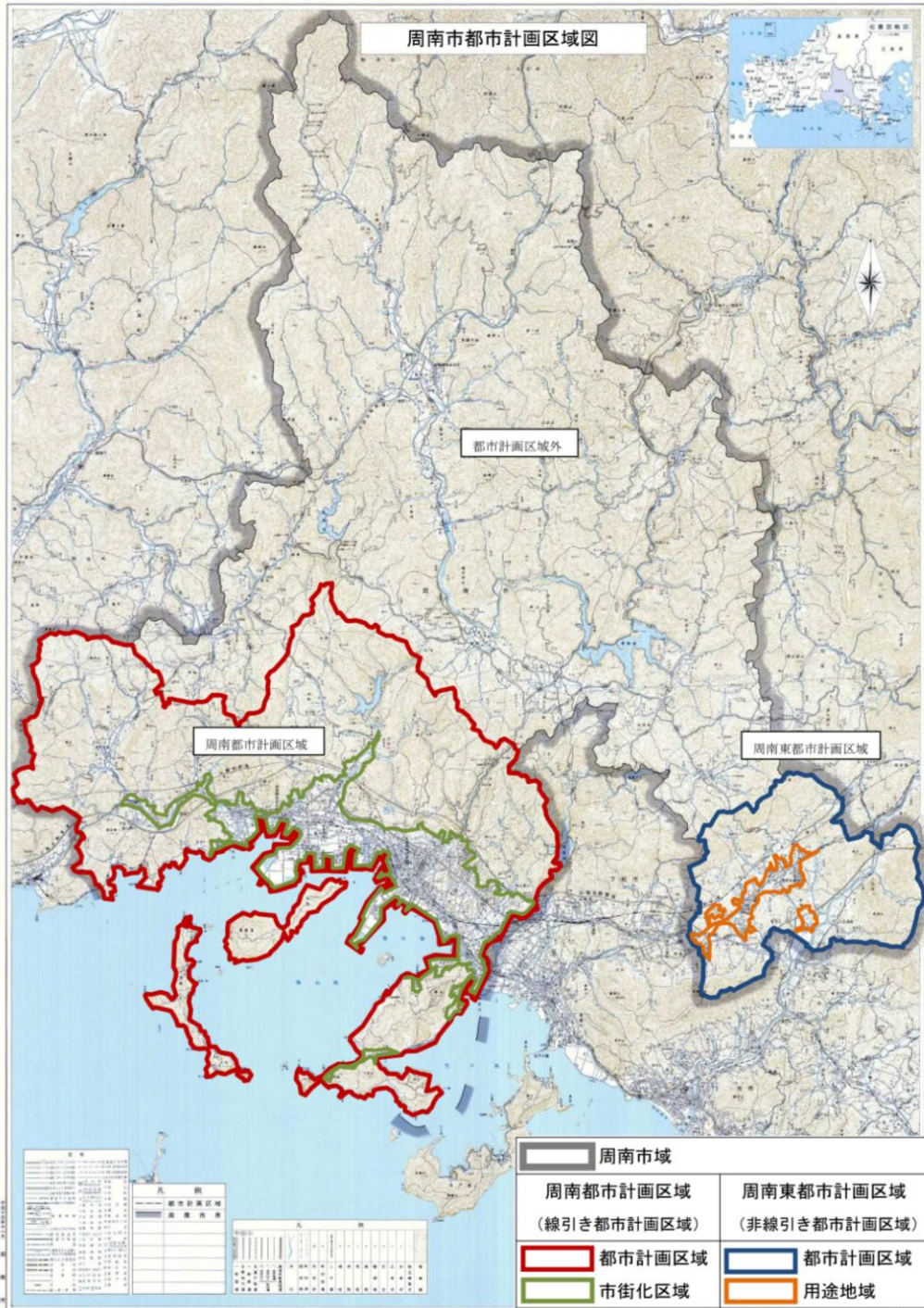
3 調査圏域図

周南市市域の都市計画区域内（周南都市計画区域、周南東都市計画区域）

都市計画区域面積：25,067ha

都市計画区域内人口：136,135人（平成24年3月31日現在）

【参考】周南市域 面積656.92k㎡ 人口150,187人（平成24年3月31日現在）



調査対象区域： 周南都市計画区域、 周南東都市計画区域

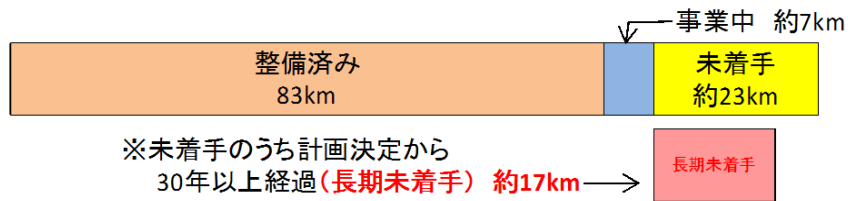
4 調査成果

1. 現況把握、課題の整理等

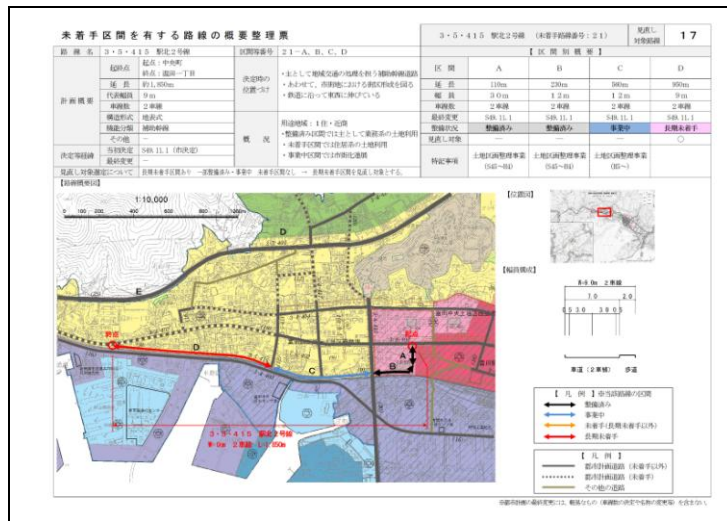
1) 都市計画道路の状況

本市の都市計画道路の概況は、以下のとおりである。

- 本市の都市計画道路（幹線街路）は、52 路線、延長約 113km が計画決定されており、整備率は約 73% であり、比較的順調に整備が進められてきた。
- また、本市の都市計画道路の整備は、土地区画整理事業によるものが多いことが特徴で、計画的な市街地形成と都市計画道路の整備をあわせて行ってきた。
- しかし、未着手の区間を有する路線は 25 路線（約 23km）あり、その 4 分の 3 にあたる 17 路線（約 17km）は、計画決定から 30 年以上を経過している、いわゆる「長期未着手」の状況となっている。
- 都市計画道路の整備実績は、過去 30 年間で約 22km、最近 10 年間では約 3 km であり、今後の財政状況等を考慮すると、未着手の都市計画道路の整備には長期間を要すると考えらえる。



また、個別の路線の状況把握も進め、見直し検討対象となる未着手の区間を有する路線については、山口県の「都市計画道路見直し基本方針」に示されている整理項目を網羅した「未着手区間を有する路線の概要整理票」を作成し、見直し検討のための基礎資料とした。



【未着手区間を有する路線の概要整理票の例】

2) 道路網の課題把握、将来像の整理

都市計画道路の現況把握や道路交通センサス等の調査結果から、周南市における道路網の課題を整理した。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「周南市都市計画マスタープラン」等の上位計画等から、将来の都市づくりの方向性等をふまえた道路網のあり方を整理し、都市計画道路見直しの方向性の検討や、必要性の検証項目設定の根拠とした。

▼周南市の道路網の課題

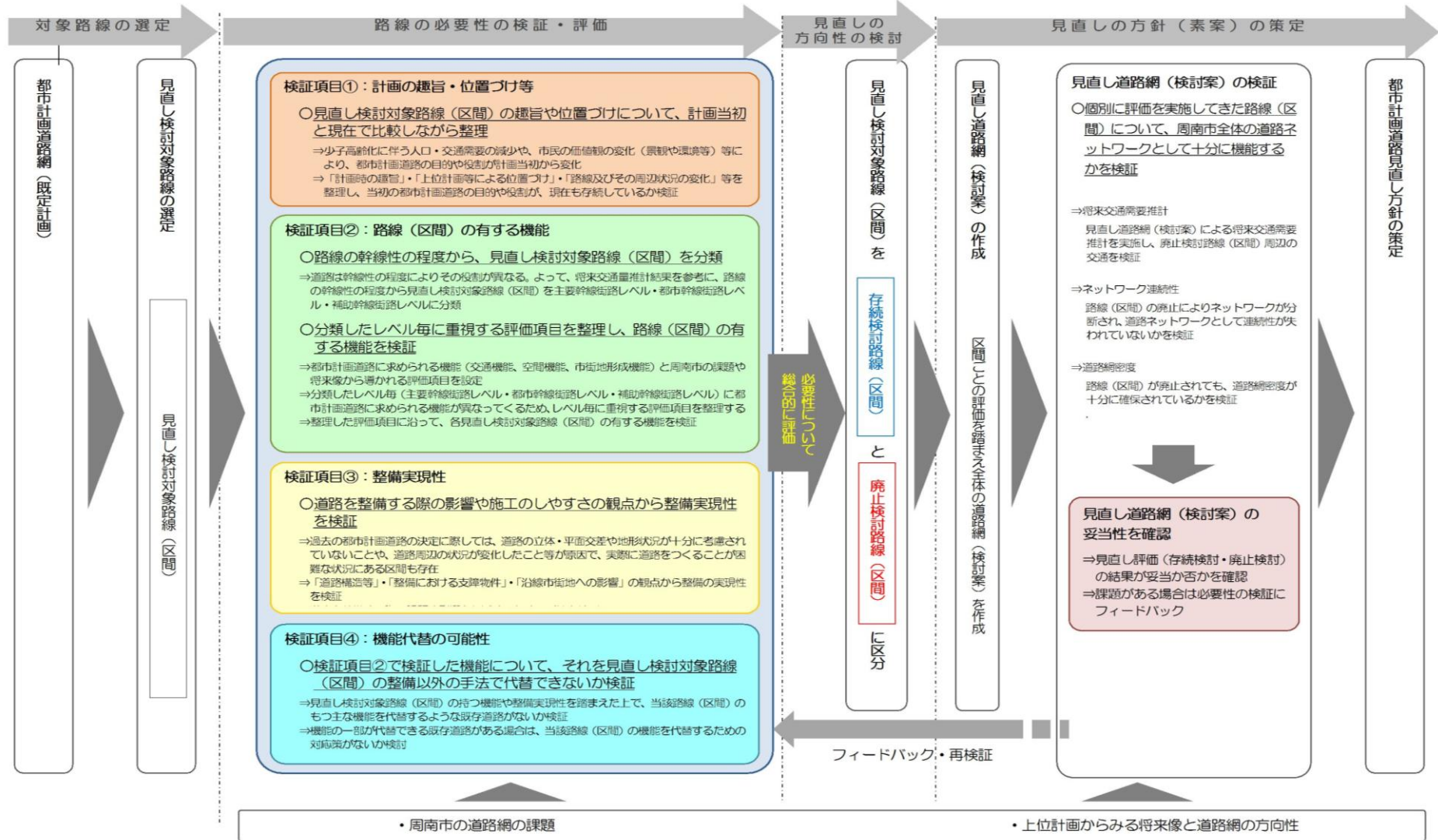
社会情勢による課題	課題①：人口減少（高齢化）・交通需要減少に対応するまちづくりと道路網形成
	課題②：都心再生・中心市街地活性化へ対応した安全・安心なまちづくり
道路網としての課題	課題③：市街地に適応した道路網（密度）の形成
	課題④：東西軸としての幹線道路網の充実
	課題⑤：沿岸部コンビナートにおける産業・物流ネットワークの拡充
	課題⑥：市街地から高速 IC へのアクセス性向上
	課題⑦：景観や観光に配慮した道路整備
都市計画道路としての課題	課題⑧：過去における都市計画決定の精査
	課題⑨：長期未着手の都市計画道路への対応

▼上位計画からみる将来像と道路網の方向性

生活・産業基盤が整った都市づくり	方向性 1-①：広域交流による地域活性化や都市の魅力の向上、産業の振興等を図るよう、圏域間の連携を促進する広域交通ネットワークの充実・強化
	方向性 1-②：市街地中心部と周辺地域などの地域連携や地域内の円滑な交通を促進する交通ネットワークの充実
	方向性 1-③：国道 2 号等の東西軸における交通渋滞の緩和
自然や歴史・文化にふれあえる都市づくり	方向性 2-①：道路や沿道の緑化等、観光ネットワークの演出や地域の特性を考慮した道路景観形成
	方向性 2-②：周辺市町との連携協力による回遊性を持ったストーリー性のある広域観光の促進
機能的で適正規模な都市づくり	方向性 3-①：徒歩・自転車・公共交通利用を重視した道路空間の再構築による都市環境改善
	方向性 3-②：市街地内の交通の円滑化とより安全・快適な生活の実現に向けた幹線道路ネットワークの構築
安心・安全に暮らせる都市づくり	方向性 4-①：災害時における避難・救援・物資運搬・延焼防止等の機能を有するよう、安全な生活を支える道路網整備
	方向性 4-②：災害時の代替ルートが確保できるよう、ライフラインとしての機能充実
	方向性 4-③：歩道・自転車道の整備推進、生活道路や通学路の安全対策の充実を図るとともに、バリアフリー化による誰もが安心して利用できる道路環境の創出

2. 都市計画道路見直し方針の検討

見直し方針の検討は、以下のフローに従って実施した。



1) 見直し検討対象路線の選定

見直し検証対象路線については、山口県の「都市計画道路見直し基本方針」に基づき2つの選定基準を定め、これに該当する17路線36区間を選定した。

【選定基準①】

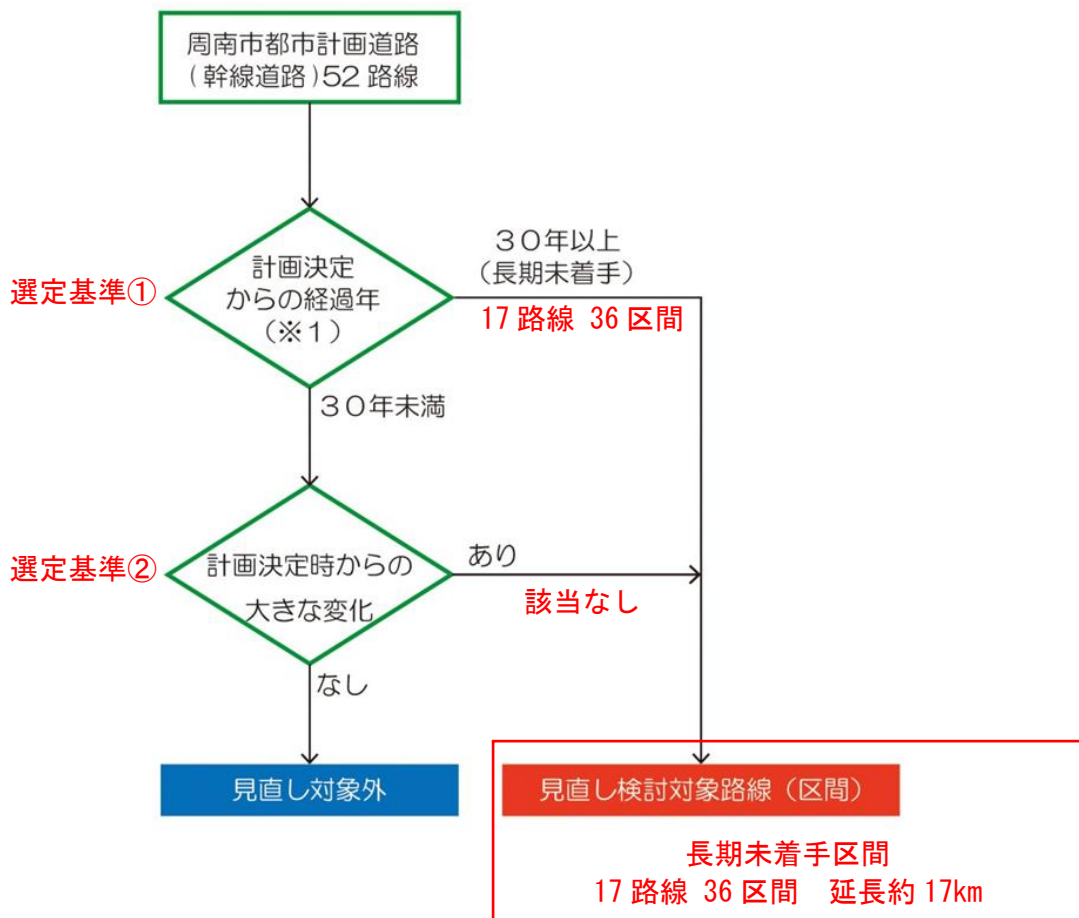
- ◆未着手の区間を有する路線で、現在の位置・区域に計画決定（変更）されてから30年以上を経過している路線（区間）

→該当する路線（区間）：17路線 36区間 延長約17km

【選定基準②】

- ◆長期未着手の路線（区間）以外で、最終の都市計画決定（変更）から、事業実施の大きな弊害となるような大きな周辺環境の変化や課題を有する路線（区間）

→該当する路線（区間）：なし

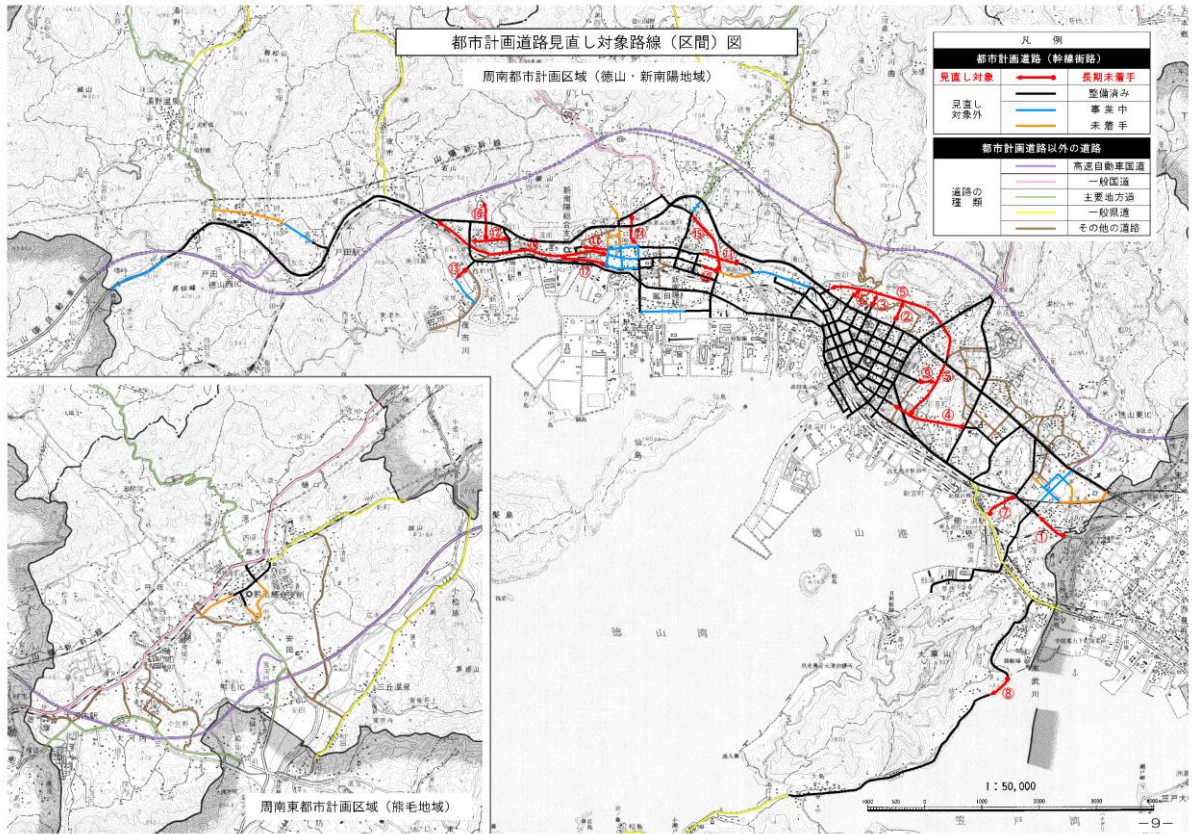


【見直し検討対象路線（区間）の選定フロー】

◆都市計画道路(幹線街路)見直し検討対象路線一覧

番号	路線番号	路線名	計 画					整備状況				見直し検討対象 長期未着手 区間延長(m)
			幅員 (m)	車線数 (車線)	延長 (m)	当初 決定	最終 変更	整備済 (m)	事業中 (m)	未着手 (m)	整備率 (%)	
①	3・2・301	中央通線	36	6	7,260	S21.10.28	H16.2.27	5,950	720	590	82.0%	590
②	3・3・302	徳山停車場線	36	4	1,670	S21.10.28	H22.12.10	1,300	0	370	77.8%	370
③	3・3・305	北山合田町線	25	4	1,430	S21.10.28	S37.8.14	1,180	0	250	82.5%	250
④	3・4・310	大迫田代々木線	16	2	2,940	S21.10.28	S38.12.21	1,680	0	1,260	57.1%	1,260
⑤	3・4・311	慶万浦山線	16	2	4,070	S37.8.14	S41.3.9	290	0	3,780	7.1%	3,780
⑥	3・4・312	北山西松原線	16	2	870	S21.10.28	S41.3.9	720	0	150	82.8%	150
⑦	3・4・315	櫛浜馬屋線	16	2	1,620	S38.12.21	S61.4.1	1,000	0	620	61.7%	620
⑧	3・5・317	杓島線	12	2	6,510	S47.8.11	S51.9.28	5,990	0	520	92.0%	520
⑨	3・5・319	泉原合田藪線	15	2	1,940	S21.10.28	S57.6.1	1,630	0	310	84.0%	310
⑩	3・4・402	中央通り線	18	4	6,150	S38.3.12	H16.2.27	1,120	945	4,085	18.2%	3,485
⑪	3・4・404	川崎平野線	16	2	3,100	S38.3.12	H1.8.11	1,630	280	1,190	52.6%	1,190
⑫	3・4・407	寿西町線	16	2	820	S44.4.25	S48.12.14	0	0	820	0.0%	820
⑬	3・4・408	中開作線	16	2	1,030	S48.12.14	—	170	580	280	16.5%	280
⑭	3・4・410	宮の前線	20	2	2,910	S38.3.12	S46.7.27	1,330	1,000	580	45.7%	580
⑮	3・5・411	環状線	12	2	2,500	S38.3.12	H11.12.21	1,400	0	1,100	56.0%	1,100
⑯	3・5・414	上迫線	12	2	710	S48.12.14	—	0	0	710	0.0%	710
⑰	3・5・415	駅北2号線	9	2	1,850	S49.11.1	—	340	560	950	18.4%	950
合 計									17路線(36区間)		16,965	

※最終変更には、名称変更や車線数の決定等の経緯な変更を含まない。
 ※整備状況は、平成24年3月31日現在である。
 ※整備率(%)=整備済延長(m)÷計画延長(m)×100
 ※長期未着手区間延長は、未着手延長の内数である。



【見直し検討対象路線】

2) 検証項目及び基準の設定

3) 必要性の検証・評価

4つの検証項目を設定し、その検証結果を総合的に評価し、見直し検討対象路線（区間）の必要性を検証した。

特に、必要性の判断の重要な要素となる検証項目②「路線（区間）の有する機能」については、「交通機能」、「空間機能」及び「市街地形成機能」といった都市計画道路の有する機能について評価基準を設定し、路線の有する機能の評価を行った。

4) 見直しの方向性の検討

3) で行った必要性の検証結果をもとに、見直し検討対象路線（区間）を、「存続検討対象路線（区間）」、「廃止検討対象路線（区間）」に区分した。

また、存続検討路線（区間）については、機能確保や課題の解消に向けて必要と考えられる変更の方向性についても検討した。

5) 見直し道路網の設定及び検証

見直しの方向性（「存続検討」、「廃止検討」）を踏まえた見直し都市計画道路網を設定し、①将来交通量推計、②ネットワーク連続性、③道路網密度の面から、見直しによる道路網への影響を検証するとともに、見直し道路網の妥当性の確認を行った。

6) 見直し方針（素案）のとりまとめ

これまでの調査検討結果を整理し、都市計画道路見直し方針（素案）として取りまとめた。

7) 将来交通量推計

既定計画及び見直し道路網の2ケースについて、四段階推定法により将来交通量推計を実施し、見直し検討対象路線（区間）の自動車交通処理上の必要性の検証・評価や、見直し道路網の妥当性の検証に用いた。

なお、推計の精度向上を図るため、本市内における細分OD表の作成や、都市計画道路と同等の機能を有する幹線市道等を道路ネットワークに組み入れる等の措置を講じている。

3. その他

本調査は、本市の都市計画審議会に設置した「都市計画道路見直し特別委員会」を4回開催し、ご審議をいただきながら進めてきた。

今後も、本調査結果をもとに、引き続き特別委員会でご審議いただくとともに、住民説明やパブリックコメント等の手続きを行い、本市の都市計画道路の見直し方針を策定することとしている。